

事務所通信

2007年2月号

No. 20



～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

「失敗しないための戒め15か条」

昨年の暮れに上越で飲み会がありました。その時に大潟の友人 A さんから「俺はコイツに助けられた」と打ち明けられました。うちが経理を見ているわけでもないし、お金を貸した訳でもないのに、何でかと聞いたのですが、どうやら以前私が差上げた『八起会の野口誠一会長のテープ』に助けられたみたいです。A さん、現在4つの会社を経営し、商売も繁盛しているようです。私がテープを差し上げたときも結構儲かっていたということでした。ですから倒産なんかは他人事、お金も使い放題だったようです。

その時に、倒産した企業の社長の集まりである八起会会長の講演テープを聴いて目が覚めたということです。ネアカで営業的なタイプの社長さんですからイケイケドンドンだったのですが、「あのままだったら潰れていただろう」って言っていました。

「こんどはカセットテープじゃなくて CD を上げるからお友達を紹介してよ。」と冗談を言って別れたのですが、野口会長の教えは次のとおりです。

「失敗しないための戒め15か条」

- (1) 見栄を張るな
- (2) お人好し体質を改善しろ
- (3) 最大のガンは自身の甘えと自覚せよ
- (4) 得意先はいざとなると過酷なものを知れ
- (5) 販売先より仕入先を大事にすべし
- (6) 労務管理のルーズな経営者は従業員にバカにされると心得よ
- (7) 他人を見抜く眼力を身につける
- (8) 困ったときでも安易に他人を頼るな
- (9) 環境はいつ激変するかわからないと知れ
- (10) あのとときはよかった・・・という考えにとらわれるな
- (11) 不振時の売り上げは好調時の八割でよし
- (12) 勝手に会社のカネを持ち出すな
- (13) 自信過剰は自身の首を絞めることと知れ
- (14) 遊びはほどほどにせよ
- (15) 自分は経営者に向いているかを常に問え

この15か条の戒めを守っている限り、倒産はまずあり得ません。なぜなら、この15か条は八起会の会員が倒産と引き換えに得た貴重な教訓だからです。大方の経営者は倒産を不況やデフレ、円高などのせいと考えがちですが、それは違います。

10余年も続いた不況の間にすべての会社が潰れたわけではないのです。円相場が2桁になったからといって、すべての企業が倒産したわけでもありません。どんなに経済環境が悪化しても、生き残るべき企業は生き残ってきました。とすれば、倒産を決定するのは経済環境というより、企業と経営者の在りようということになります。その在りようを示したのが、この戒め15か条です。



生命保険金の取扱い

今月から確定申告の申告期間となります。個人の所得について申告をするわけですが、保険金を受け取った場合に申告が必要になるのかどうか…？の取扱いは以下のようになります。

● 生命保険金等を受け取った場合

保険契約等関係者			保険事故等区分		
保険料負担者	被保険者	保険金等受取人	傷 害	死 亡	満 期
A	A	A	非課税	相続税	一時所得
A	A	B	非課税*1	相続税	贈与税
A	B	A	非課税*1	一時所得	一時所得
A	B	B	非課税	贈与税	贈与税
A	B	C	非課税*1	贈与税	贈与税

*1 AとBの関係が親族であれば非課税ですが、それ以外であれば一時所得となります。

*2 保険金を年金で受け取る場合には、毎年受け取った分について雑所得として課税されます。

【一時所得】

(受取保険料の総額) - (掛金の総額) の残額から、さらに最高 50 万円の特別控除額があり、特別控除後の金額の 1/2 分について課税されます。

【贈与税】

一人の人が 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の 110 万円を差し引いた残りの額に対してかかります。したがって、1 年間にもらった財産の合計額が 110 万円以下なら贈与税はかかりません。(この場合、贈与税の申告は不要です。) 18 年中にかかる贈与税の申告は、19 年 2 月 1 日～3 月 15 日までに行います。

*但し、相続時精算課税制度の適用を受けた方は、110 万円以下であっても申告が必要になりますのでご注意ください。

● 各種特約に基づく給付金を受け取った場合

生命保険契約の特約に基づく給付金で、身体の傷害や疾病を原因とする傷害給付金や入院給付金などを受け取った場合は非課税となり、所得税も贈与税もかかりません。

なお、多額の医療費を支払った場合は、確定申告をすることにより医療費控除が受けられますが、生命保険契約に基づく入院給付金や手術給付金などを受け取っているときは、支払った医療費からこれらの給付金を差し引いて、負担した医療費を計算することになっています。

● 損害保険金等を受け取った場合

損害保険金を受け取る場合も、保険料の負担者や支払原因によって課税方法が異なってきますが、保険を掛けていた人が建物の焼失や身体の障害・疾病を原因として受け取る保険金には、原則として課税されません。

しかし、例えば、事業者の店舗や商品が火災で焼失した場合、焼失した商品の損害保険金は事業収入(売上げ)になります。また、焼失した店舗の損害保険金は店舗の損失額を計算する際に、差し引くことになります。

< 田 中 >

年金制度

<もし、公的年金がなかったら>

かつての日本では、祖父母、父母、子供たちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、こうした「私的扶養」は、次のような社会構造の変化を背景に次第に現実的ではなくなってきました。

● 少子化・核家族化の進行

少子化・核家族化の進行によって、高齢者だけの世帯やお年寄りの一人暮らしが増えています。それだけ老後の生活を自分の子供に頼ることが難しくなっているのです。

● サラリーマン世帯の増加

就業形態が変化し、定年と同時に収入がなくなるサラリーマン世帯が増えたことによって、老後の経済不安は深刻になっています。

● 経済変動を的確に予測することは困難

何十年も先におとずれる老後、どんな経済状況になっているかの確に予測することは困難です。将来、今の一万円の重みがどれだけ変化しているか、正確に予測することは難しいのです。

もし、公的年金制度がなかったらどうなるでしょう？現役世代は、自分の子供を育てつつ、両親に仕送りし、自分の老後の備えも行う必要が生じてきます。

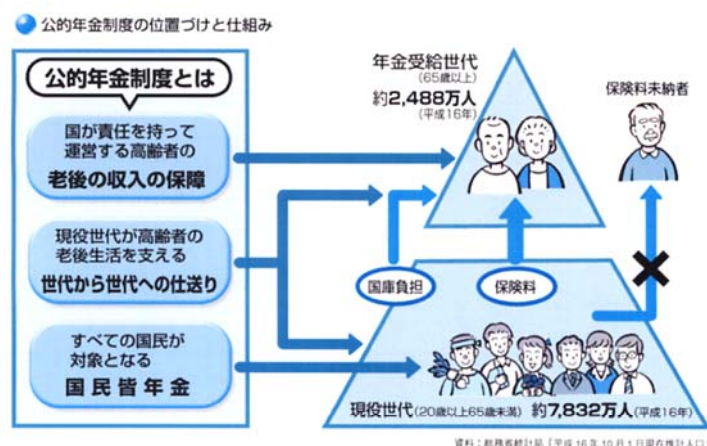
<公的年金制度の仕組み>

公的年金制度は、社会保険方式をとっており、保険料を基本として国庫負担（税金）を組み合わせることで安定的に運営しています。

年金給付に要する費用は、加入者（現役世代）の支払う保険料及び国庫負担（税金）によって成り立っています。

国民年金（基礎年金）への国庫負担は、3分の1となっており、この割合は毎年少しずつ引き上げられ、平成21年度までに2分の1になります。

社会保険方式は、老齢、傷害及び死亡という事故に備えてあらかじめ保険料を拠出し、これらの事故が起きた際に保険料を財源として年金給付を行うというものです。原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません。



<年金の給付は大きく分けて3種類>

年金という「お年寄りのためのもの」と思ってしまいがちですが、若い人にとっても意外と身近なものなのです。

- ① 公的年金は自分の老後を支えるとともに、親の老後も支えてくれます。
- ② 一家の働き手が亡くなったときには「遺族年金」が、思わぬ事故や病気で障害が残ったときには「障害年金」が支給されます。

老齢年金

65歳になると、国民年金から「老齢基礎年金」を終身受け取ることができます。国民年金制度では、日本国内に住んでいる20歳から60歳未満のすべての人が加入し保険料を納めていただく事になっています。

老齢基礎年金（平成18年度）

$$792,100円 \times \frac{〔 保険料納付済月額 〕 + 〔 保険料半額免除月数 〕 \times \frac{2}{3} + 〔 保険料全額免除月数 〕 \times \frac{1}{3}}{40(加入可能年数) \times 12}$$

(注)

※ 厚生年金に加入していた期間については、「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、加入期間の長さや給料に応じてきまります。

障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。
厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。

遺族年金

一家の働き手が亡くなったとき、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。
亡くなった人が厚生年金に加入した場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。

<将来年金がもらえる金額はいくら？>

社会保険庁のホームページでは将来の年金額簡易試算表（シュミレーション）というものが掲載されています。関心のある方はぜひ社会保険庁ホームページでお試し下さい。

社会保険庁年金額簡易試算表

HPアドレス <http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/index.htm>

< 倉 又 >

平成19年税制改定要綱

平成19年度の税制改正の要綱が発表されましたので、主な内容をご確認下さい。

<減価償却制度>

- 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産については、償却可能限度額（取得価格の95%）及び残存価格を廃止し、耐用年数経過時点に1円（備忘価格）まで償却できることとする。
- 平成19年3月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した後5年間で1円まで均等償却ができることとする。

<中小企業関係税制>

- 同族会社の留保金課税制度について、適用対象から中小企業（資本金等が1億円以下の会社）を除外する。
- 実質的な一人会社（特殊支配同族会社）のオーナーへの役員給与の一部を損金不算入とする制度について、適用除外基準である基準所得金額を1,600万円（現行は800万円）に引き上げる。
- 相続時精算課税制度について、取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、一定の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与についてその適用を選択することができることとする。同時に、2,500万円の非課税枠を3,000万円に拡大する。



<金融・証券税制>

- 上場株式等の配当・譲渡益に係る10%の軽減税率の特例の適用期限を1年延長する。

<住宅土地税制>

- 住宅ローン減税について、税源移譲に伴い中低所得層の減税額が減少することを踏まえ、計画的な持家取得の支援のため控除期間・控除率の特例を創設する。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制を創設する。
- 居住用財産の譲渡に係る課税の特例（買換え特例及び譲渡損失の繰越控除）の適用期限を3年延長する。

<納税環境整備>

- 電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を創設するとともに、税務手続の電子化促進措置（電子申告における第三者作成書類の添付省略等）を講ずる。
- コンビニエンス・ストアで納税できる制度を創設する。

< 堀 田 >

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
2月23日(金) 午後6時30分 ～ 午後8時30分	テルモ経営研究会 『ご近所主義！地域密着の 底力！』ビデオ研修 でんかのヤマグチ（家電専門店）	加藤税理士事務所	加藤 輝守	1,000円

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

《風邪を治す方法》

体には病気を治すツボがあり、風邪のツボは背骨の外側3センチぐらい、ちょうど肩甲骨の上あたりにある。風邪のひき始めであれば、指でこのツボをほぐしてやるといい。

教育マガジン - ヨッカリガ - おもしろ雑学集より（担当：山崎）





休日カレンダー



2月（如月）FEBRUARY

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10 伊藤. 原
11 建国記念の日	12	13	14	15	16	17
18 倉又. 田中	19	20	21	22	23 テルモ経営研究会	24
25 村井. 池原	26	27	28			

- ・ 確定申告期間中は、土、日曜日も毎日元気に営業しています。
 - ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- （名前の記入されている土曜、日曜日はその者が出勤します。）

2月の税務

2月13日	本年1月分源泉所得税・住民税の納付
2月28日	昨年12月決算法人の法人税等・消費税確定申告 本年6月決算法人の法人税等中間申告 本年6月の決算法人の消費税中間申告 本年9月・6月・3月決算法人の消費税中間申告 昨年12月分消費税中間申告 固定資産税（都市計画税）第4期分の納付

あとがき

今年の冬は暖冬といわれていますが、日に日に寒さが厳しくなってきたように感じます。寒いこの時期、ついつい風邪をひいてしまいがちです....

風邪を寄せつけないポイントは「栄養」と「休養」だそうです。

二つのポイントを上手に実行し、風邪をはねのけ、寒い冬の時期を乗り切っていきたいと思います。

< 原 >